

議案第2号資料

◆上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

【改正趣旨】

1 利用者負担額の徴収の規定

- ①徴収根拠（第3条第1項）
- ②利用者負担額の金額（下表（規則案））（第3条第2項）

各月の初日において教育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯	0
B	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯及び当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税されている世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	3,000
C	A階層及びB階層以外の世帯	7,500

※税額控除（調整控除を除く。）は、利用者負担額の算定には適用しない。

※市町村民税の減免があつたときは、減免されて得た額を算定に使用する。

※多子世帯、母子世帯等については、教育委員会規則で定めるところにより、利用者負担額を軽減する。

- ③利用者負担額の日割計算（第3条第2項）
- ④利用者負担額の納期限（第3条第3項）
- ⑤利用者負担額の減免又は徴収の猶予（第4条）

2 子ども・子育て支援法に基づく所要の改正

◆上尾市立幼稚園保育料徴収条例（昭和40年上尾市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○<u>上尾市立幼稚園保育料徴収条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>上尾市立幼稚園の保育料は、この条例の定めるところにより徴収する。</u></p> <p>（保育料）</p> <p>第2条 <u>保育料の額は、園児1人につき年額9万円とする。</u></p> <p>（徴収方法）</p> <p>第3条 <u>保育料は、各月に分割し、月ごとに徴収する。ただし、前納の申出があったときは、これを徴収することができる。</u></p>	<p>○<u>上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この条例は、上尾市立幼稚園の利用者負担額（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</u></p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第3条 <u>市長は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第27条第1項若しくは第28条第1項第1号の規定により特定教育・保育（教育に限る。）を受けたとき又は法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第28条第1項第3号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の利用者負担額は、1月につき、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合において、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

(減免)

第4条 非常災害その他やむを得ない事情により、保育料の納入が困難と認められる者に対しては、前条の規定にかかわらず、徴収を猶予し、又は減免することができる。

(学籍間徴収)

第5条 保育料は、病気その他自己の都合によって欠席し、又は停学に処せられることがあっても、学籍にある間はこれを徴収する。

(月割計算)

第6条 年度の途中において入園し、又は退園した者の保育料は、月割計算とする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(利用者負担額の減免又は徴収の猶予)

第4条 市長は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。

(2) 災害等により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(読替規定)

2 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第3条第1項の適用を受ける間においては、第3条第2項前段中「法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号」とあるのは、「法第28条第2項第3号並びに法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ(1)」とする。

(経過措置)

3 この条例の施行前に入園した園児に係る平成26年度分以前の上尾市立幼稚園の保育料の徴収については、なお従前の例による。